

議案第4号

愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について

愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

愛西市長　日　永　貴　章

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の初任給調整手当及び通勤手当を改定するため必要があるからである。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第11条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第1項中「初任給調整手当は、」を削り、「減じて」の次に「、第1種初任給調整手当として」を加え、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が規則で定める職員にあっては、市長が規則で定める額）並びにこれに第13条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、市長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第15条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「5万5,000円」を「6万6,400円」に改め、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。

第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年愛西市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。